

高すぎる国保料・介護保険料の負担軽減と、制度の改善を！

「熊本市国保をよくする会」のみなさんと、国民健康保険・介護保険・子ども医療費助成制度などの充実を熊本市へ要望

1月11日、「熊本市国保をよくする会」のみなさんと、「国保料・介護保険料の引下げと制度改善についての要望書」を国保年金課に提出し、介護保険課・子育て支援課も含め3課と懇談を行い、市民の実情を訴え、改善を求めました。



低所得者・困窮世帯の切実な実情が述べられました

- 熊本市の国保料は、均等割が高いので低所得者への負担が大きい。均等割額を軽減してほしい。
- 脳出血で入院し、生活保護申請した人の保護決定が降りるまでの期間の医療費免除の申請がなかなか受けてもらえず、困ったという事例があった。保護申請ということで、医療費に困窮する実態は明らかなのに、「前年所得との対比」ということにこだわった市の対応は納得いかない。最終的に免除の対象（国保法44条減免）になったが、実情に合わない対応は改めてほしい。
- 国保法44条の医療費減免は、2022年度実績で申請4人、適用3人というのは少なすぎる。市は周知に努めていると言うが、適用の条件も厳しいのではないかと。改善してほしい。
- 国の方針通りに一般会計繰入を減らし続けていては、国保料の負担軽減はできない。国保加入者の8割が所得200万円以下であり、一般会計繰り入れを増やして、負担の重い国民健康保険料を引き下げてほしい。

【要望した内容】

1. 熊本市の国民健康保険料は、市民所得から比較しても高く、家計の負担となっている。一方、一般会計繰入は20億円も減らされているので、繰入を減らさず、保険料を引き下げること。
また、介護保険料も高齢者の負担になっているので軽減すること。
2. 国の臨時交付金を活用し、引き続き国保料減免や市独自策を実施すること。
3. 発行を中止している資格証明書は廃止し、短期被保険証の発行も速やかにやめること。病気等の事情のある場合は、厳しい滞納処分はやめること。
4. 保険料の未就学児の均等割「2分の1免除」は、18歳まで対象とすること。
5. 県内で「子どもの医療費完全無償化」は43自治体に広がり、一部負担金が残っているのは熊本市他2市となったので、熊本市でも18歳までの完全無償化を実施すること。
6. 災害・失業などの特別な理由がある場合に申請できる国保法44条の「医療費の一部負担金の減免」がもっと活用できるよう改善し、周知に努めること。
7. 介護保険料は、1号被保険者の滞納率が県下で1番多く、給付制限を受けている人がいるので、給付制限等のペナルティーはやめて、保険料の負担を軽減すること。
8. 傷病手当金を支給し、事業主でも対象とすること。
9. マイナ保険証への移行はやめ、現行の健康保険証を残すよう、国へ求めること。

出産した被保険者の国保料均等割・所得割を4カ月間免除

12月議会で、出産した被保険者の国保料の均等割・所得割を出産前後の4カ月間免除し、保険料を軽減する条例改正が行われました。

しかしその財源は、今年5月成立の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築のための健康保険法等の

一部を改正する法律」に伴い、持続可能な社会保障を理由に、高齢者の保険料を引上げ、その分で現役世代の負担を軽減するというものです。現役世代の保険料負担を軽減するというならば、国の社会保障予算を増やして行うべきです。

日本共産党
熊本市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1
発行：日本共産党熊本市議団

NO. 1354
2024年1月21日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

「健康で文化的な生活」が保護の基準 冬季加算・住宅扶助の特別基準、市は積極的に適用を

困窮深まる市民の暮らし・・・貯金も尽きて

生活保護の受給開始の理由で、一番多いのが「貯金等の減少・喪失」です。しかも、その割合が年々増えています。2019 年度・25.9%が、2023 年度には 35.3%となり、止まらない物価高に無策な政府のもとで、預貯金を使い果たし、生活保護へと駆け込んでいる実態が浮かび

上がります。

【保護開始理由の主なもの】

- (1) 貯金等の減少・喪失 35.3%
- (2) 世帯主の傷病 14.7%
- (3) その他の働きによる収入減少 8.2%
- (4) 仕送りの減少・喪失 4.1%
- (5) 老齢による収入減少 3.4%

保護開始の理由からは、暮らし向きがさらに悪くなっていることが見えてきます。

少ない「冬季加算」認定世帯・・・対象世帯、もれなく認定を

生活扶助費に加算される「冬季加算」の特別基準は、①重度障害者のいる世帯、②要介護 3～5 の人がある世帯、③1 歳未満児がいる世帯等を対象に認定されます。2022 年度、熊本市は 265 世帯を認定しています。熊本市の保護世帯数・約 12,000 世帯に対し、認定世帯があまりにも少なく、対象世帯をもれなく認定することが求められます。

【理由別認定世帯数】

重度障がい者：43 世帯
要介護 3～5 の人：192 世帯
1 歳未満児：30 世帯

合計 265 世帯

*「冬季加算」とは？

冬季加算は、冬場の「暖房費」として「生活扶助」で支給されます。地域別に支給される期間が異なり、熊本市は 11 月～3 月です。

支給額は、1 人世帯：月 2,630 円

2 人世帯：月 3,730 円 等

特別基準認定で、1.3 倍になります。

「住いは人権」にふさわしい住環境へ、「特別基準」の認定を

熊本市の住宅扶助費は、政令市 20 市で北九州市に次ぎ低い方から 2 番目、県下最低です。

もともと低い住宅扶助費の実態は、古い傷んだ住居にしか住めない、狭くて布団を敷いたら歩くのも大変、ワンルームで居室と寝室の区別がない、日当たりが悪いなど、劣悪な住環境となっている場合が圧倒的です。

住宅扶助の特別基準が適用されれば、1 人世帯で 9,300 円、2 人世帯で 7,000 円など、扶助費が引き上げられます。

しかし、その該当世帯数は、保護世帯 12,000 世帯のうち 136 世帯のみです。

特別基準は、「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められる場合に設定できる」とされ、基準額の 1.3～1.8 倍の範囲内で必要額を決めることができます。

住いは人権です。生活保護法の趣旨である「健康で文化的な生活」にふさわしい住環境を保障するため、必要な場合は特別基準を認定すべきです。

生活保護は、憲法の規定に基づく国民の「権利」

生活保護法第 1 条には、「この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き」と述べられ、憲法 25 条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という

「国民の権利」としての制度として規定されています。「健康で文化的な生活」となる制度の日常的運用が必要であり、冬季加算・住宅扶助の特別基準の活用は、そのためのものです。